

令和4年(ワ)第21897号 損害賠償請求事件
原告 開 沼 博
被告 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV 外2名

被告 OurPlanet-TV 準備書面 (4)

2023 (令和5) 年12月14日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告特定非営利活動 OurPlanet-TV OurPlanet-TV 代理人

弁 護 士 中 川 亮

弁 護 士 小 川 隆 太 郎

上記復代理人弁護士 光 前 幸 一

標記事件について、被告特定非営利活動人 OurPlanet-TV (以下、「被告 OurPlanet-TV」という) は、原告準備書面 (4) に対して、以下のとおり弁論を準備する。

第1 前提となるべき事実

本件記事による名誉毀損の成否を論じるにあたって、本件記事による表現行為の対象となっている原告、及び表現者である被告 OurPlanet-TV のそれぞれの経歴・活動内容や社会的役割、特にその公共性について認識する必要がある。以下論じる。

1 原告は日本国の原発事故後の福島復興政策等においては政治的・社会的影響力を有する公人であること

原告は、本件記事が公表された当時、立命館大学講師の職にあり、東京電力福島第一原子力発電所事故 (以下、「福島原発事故」という) が起きた年に大学の修士論文をまとめた書籍『「フクシマ」論 原子カムラはなぜ生まれたのか』(2011年、青土社) を出版して、脚光を浴びた人物である。この著作は、第65回毎日出

版文化賞人文・社会部門を受賞した。

そして、その後も、大学教員としてのかたわら、『フクシマの正義―「日本の変わらなさ」との闘い』(2012年、幻冬舎)、『はじめての福島学』(2015年、イースト・プレス)、共著としては『しあわせのための福島差別論』(2021年、かもがわ出版)『東電福島原発事故 自己調査報告』(2021年、徳間書店)など、福島原発事故に関する著書を相次いで刊行した。また、福島原発事故をめぐり、東京電力の旧経営陣3人が業務上過失致死傷罪で強制起訴された刑事裁判の初公判(2018年7月)においては、有識者として、メディアが手配した傍聴券で傍聴する特別な地位を与えられ、司法記者クラブの依頼によって開かれた記者会見でコメントを述べるなど、社会的に大きな役割を果たした。

原告は、福島県内外で、放射線被曝による健康不安を口にする人々とは異なる立場から公的に発言を行ってきた。そうした言説が政府から重用され、原告は、復興庁東日本大震災生活復興プロジェクト委員(2013-2014)、楡葉町放射線健康管理委員会副委員長(2015-)、経済産業省資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会原子力小委員会委員(2014-2017)、経済産業省汚染水処理対策委員会多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会委員(2016-)、原子力損害賠償・廃炉等支援機構福島第一廃炉国際フォーラム総合プロデューサー(2017-)、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構広報企画委員会委員(2018-)、東日本大震災・原子力災害伝承館上級研究員(2020-)、復興庁持続可能な復興広報を考える検討会議構成員(2022-)などを歴任することとなる。こうした経歴の中で、原告は政府の政策を後押しする役割を担ってきた。

現在も、国際問題となっているALPS処理水の海洋放出をめぐって、ALPS処理水にはトリチウム以外に64種類以上の放射線核種が含まれており、その安全性を懸念する声が少ないが、原告はそうした懸念に対して懐疑的な立場から公的発言を行っており、政治や社会に関心の高い層にとって、原告は政府や東京電力を代弁する専門家としての役割を果たしていると認識されている。

したがって原告は、単なる大学の研究者であるというに留まらず、日本国の原発事故後の福島復興政策等に直接関与している当事者（少なくない影響力を及ぼしている）という社会的な地位を有し、この点において、日本国の原発事故後の福島復興政策等に関する言動が政治及び社会に及ぼす影響等について一般市民から評価、批判されるべき公的役割を果たす公人としての立場にある人物である。

2 被告 OurPlanetTV は、既存のマスメディアを補完、あるいは代替するデジタルメディアとして評価され、社会的な地位を確立したオルタナティブメディアであること

(1) 被告 OurPlanet-TV の3つの意義

被告 OurPlanet-TV は、2001年に活動を開始した非営利のインターネット・メディアである（乙ハ1号証）。マスメディアが見落としがちなテーマを中心に、独自取材した動画や記事を配信しているほか、映像ワークショップや広報セミナー、メディアカフェ（メディア拠点）などの事業を通じて、映像の担い手づくりや情報発信のサポートをしている。

日本では珍しい非営利の独立系メディアであり、2005年に内閣府から特定非営利活動法人（以下、NPO法人）の認証を受け、2014年には、市民から広く支援を得ているかを判断する認定基準「パブリックサポートテスト」をクリアし、東京都から認定NPO法人として、認定を受けた。以降は、公益性の高い法人として、被告 OurPlanet-TV への寄付者は、寄付額の約4割が還付される税額控除を受けることができるようになった。

被告 OurPlanet-TV は、企業や行政からの広告費は一切受けず、製作に関わる費用はすべて、市民サポーターからの寄付や賛助会費等によって支えられている。そのため企業や行政などに影響を受けることなく、高い独立性のもと、独自の視点によるジャーナリズムを実践することが可能となっている。

ア オルタナティブメディアとしての社会的役割

被告 OurPlanet-TV の社会的役割は大きく 3 つある。一つ目は、一過性の強い主流メディア (main stream media) を補完、ときに代替するオルタナティブメディア (alternative media) としての役割である。

東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授で、ジャーナリズム論を専門とする林香里東京大学副理事長が『マスメディアの周縁 ジャーナリズムの核心』(新曜社、2002 年)、『オンナ・コドモのジャーナリズム』(岩波書店、2020 年)などで指摘するように、「中立公正」を掲げる近代ジャーナリズムには限界があり、一過性になりがちで、小さな声に光を当てることが難しい。そこで、被告 OurPlanet-TV は、独自の視点から、社会から排除・不可視化されがちな女性、子ども、高齢者、貧困層、障害者、外国人等の声を掬い上げるメディアとして、継続的な取材活動を行ってきた。

その活動は、公益財団法人東京都人権啓発センターが発行する「TOKYO 人権」にも掲載され、その第 55 号 (2012 年秋号) で以下のように紹介されている (乙ハ 2 号証)。

「インターネットの普及に伴い、市民が発信の担い手となる新しいメディアが増えています。なかでもインターネット放送局『OurPlanet-TV』は企業からの広告を得ない独立系メディアとして、既存メディアが放送しない『小さな声、周縁の声』を発信しています。欧米では全ての人々が自由にテレビやラジオにアクセスして発信できる『パブリックアクセス』制度が定着していると言います。日本でも社会的マイノリティの多様な声を伝えられるメディアの確立を模索する代表の白石草さんにお話しをうかがいました。」

また、被告 OurPlanet-TV は、中学校の「公民」や高等学校「政治経済」の各教科書において、「メディアリテラシー」の項目で、以下のとおり取り上げられ掲載されている (乙ハ 3 号証、同 4 号証)。

『新聞・テレビ』の情報だけで大丈夫？

広がる市民メディア・ネットメディア

新聞やテレビはさまざまな問題点を抱えているが、私たちに日々大量の情報を提供してくれる点で、重要であることに変わりはない。しかし、これらマスメディアの情報だけに接していると、マスメディアが伝えない情報や、スピンの気付かないこともある。

近年、インターネットの進展で、市民メディアやネットメディアが増えてきた。一般市民からの情報提供や、フリージャーナリスト、研究者らの記事が掲載されている。

マスメディアの情報を補い、より客観的に捉えるためにも、マスメディア以外の情報と照らし合わせ、総合的に自分の考えを形作ることが重要である。

『Our Planet-TV（アワープラネット・ティービー）』

独自製作のドキュメンタリーやインタビュー番組を、ネットで配信するNPOメディア。ジャーナリストやクリエイターのほか、学生や一般市民も番組制作に参加している。」

さらに被告 OurPlanet-TV は、その活動について、令和2（2020）年1月10日に東京弁護士会人権賞を受賞している。その賞状には以下のとおり受賞理由が記載されている（乙ハ5号証）。

「 貴法人は広告収入に頼ることなく独立性の高い運営を行いながら社会的弱者や少数者の視点から独自番組を数多く制作しインターネットで配信してきました 東京電力福島第一原発事故後は時間の経過とともにマスメディアで十分に取り上げなくなりつつある福島県の県民健康調査の結果や内容を丹念に取材・分析し自ら声をあげられない子どもたちの健康問題などについて広く市民に叙法提供するとともに原発被災者の権利救済等に対するリテラシー向上につながる活動も展開されました よって本会はここに東京

弁護士会人権賞を授与し貴法人の功績を永く称えます」

またオルタナティブメディアとして、既存の枠組みに捉われない WEB 表現を追求しており、読者の知る権利に応えるために、デジタルメディアを駆使して、動画、写真、VR、マップを組み合わせた、わかりやすいコンテンツを提供している。例えば、インターネットを活用して、会議や記者会見の様子をほぼ編集することなく一次情報として全てを報道することが可能であるところ、そうした一次情報への市民のアクセスを容易にすることで、これまでマスメディアにより編集された情報にのみアクセス出来ていた状況を一変させたという意味で、既存メディアとは異なる形で市民の知る権利に貢献することが可能なメディアとしても社会的意義を有している（伊藤守『テレビは原発事故をどう伝えたか』（平凡社新書、2012年）193頁以下）。

さらに震災後に使われてきた、解体前の仮設校舎を VR（バーチャルリアリティ）上のコンテンツとして作成し、失われる母校を架空空間に保存する取り組みを行うなど、新たな発想のジャーナリズムを展開している（乙ハ6号証、乙ハ7号証）。また、デジタル空間では味わえない「手触り感」や「人と人との対話」や「コミュニティ形成」を補うために、劇場で「映像祭」を行うといった、デジタル媒体に留まらない活動も行っていることも一つの特徴である（乙ハ8号証、乙ハ9号証）。

イ メディアを批判的に検証する役割

二つ目は、メディアを批判的に検証する役割である。被告 OurPlanet-TV の開局時（2001年10月21日）の番組も『緊急ライブ！今、メディアに何を求めるか』と題するライブ配信番組だったが、おりに触れて、メディアを検証する取り組みを行ってきた。例えば、2012年3月に配信した『徹底検証！テレビは原発事故をどう伝えたか』は、事故後のテレビ番組映像を分析かつ検

証した、約4時間にわたるライブ配信番組で、30万人以上が視聴。2012年の日本ジャーナリスト会議賞（JCJ賞）を受賞した（乙ハ10号証）。

同時に、日本におけるメディア構造を俯瞰し、メディアの民主化を促す活動も行っている。日本のメディアは、長年、新聞社・テレビ局といった歴史の古い記者クラブ加盟社による寡占状況にあり、フリーランスのジャーナリストやインターネットメディアなどは、取材現場から排除されてきた。

被告 OurPlanet-TV は、2010年、記者クラブに加盟している記者にしか開かれていなかった政府の大臣会見について、フリーランスの記者などと協力して、「会見開放」運動を展開し、2010年秋以降、フリーランスやインターネットメディアによる、記者会見参加が可能となった。

こうした努力の結果、2011年3月11日の東日本大震災における福島第一原発事故に関する報道に際しては、その事故対応、放射能汚染状況や放射能による健康リスク等に関して、情報の非開示（不正確な開示）にひた走る当局、これを無批判に流し続ける大手メディアに対し、被告 OurPlanet-TV をはじめとする新たなメディアが、独自取材に基づく報道を展開し、存在感を発揮する環境につながった。

ウ 市民がメディアに接近し、情報を発信することを支援する役割

三つ目は、一般市民のメディアアクセスと情報発信を支援する役割である。被告 OurPlanet-TV では2003年から、一般市民を対象とした映像ワークショップを全国各地で開催してきたほか、事務所内を一般市民に開放し、情報の発信拠点とする「メディアカフェ」をオープンし、市民のメディアアクセスを促進してきた（乙ハ11号証、乙ハ12号証）。

さらに、一般市民はもとより、アルコール依存症やギャンブル依存症といった、社会的スティグマを押された人たちによる表現活動の支援や、被災地の子どもたちを対象とした映像ワークショップを展開し、当事者からの表現、発信

を促す役割をおこなってきた（乙ハ13号証）。とりわけ、飯舘村の酪農家・長谷川健一さんが、事故後に撮りためたビデオを映画としてまとめた『飯舘村 わたしの記録』は、全国各地で上映され、大きな反響を生んだ（乙ハ14号証）。

さらに、2006年には、米国の投資銀行の売り上げの一部を日本のNPOの支援に充てるという画期的な助成金を獲得し、一般から広く企画を公募して、テレビでは取り上げられにくい事柄に光を当て映像作品化する取り組み（「トーチプロジェクト」）を企画、推進し、歯科技工士自らがカメラを握り、入れ歯を作る現場の過酷な労働環境に迫るドキュメンタリーなど、話題作を多数生み出した（乙ハ15ないし18号証）。

また、愛・地球博やG8サミットなどの機を捉えて、市民の情報発信を促す市民向けワークショップや市民メディアセンターを開設し、日本の市民社会の発信力をボトムアップする取り組みにも貢献した（乙ハ19号証、乙ハ20号証）。

（2）被告 OurPlanetTV の報道、特に原発事故後の震災報道に対する社会的評価

被告 OurPlanetTV の地道で斬新な報道は、ジャーナリズム論の専門家らの間で高く評価されており、「地方の時代映像祭 優秀賞」（2010年）、「貧困ジャーナリズム大賞」（2011年）など、ジャーナリズムに関わる数々の賞を受賞してきた。

特に2011年に起きた福島原発事故に関する一連の報道は、高く評価され例えば、石井ふくこさんや、黒柳徹子さんや大石静さんといった、日本の放送業界を代表する女性が受賞する「放送ウーマン賞」（2012年）を、インターネットメディアとしては初めて受賞した（乙ハ21号証）。

こうした歴史のある賞を受賞してきた背景には、オルタナティブメディアとして、あらゆる権力から距離を置き、独立した自らの視点で、一つの事象を丁寧に取り上げる報道姿勢が評価されたからにほかならない。その一例として、「学校20ミリシーベルト問題」が挙げられる。2011年4月19日に文部科学省が福

島県内の学校の校庭利用等に係る限界放射線量限界の基準を年間20ミリシーベルトと設定したことについて、NHK等の既存メディアは当該基準の科学的正当性を検証する報道は行わなかった。これに対して、被告 OurPlanet-TV は、その科学的根拠に疑問を呈する社団 OurPlanet-TV 日本医師会の声明を同年4月13日に報道すると共に¹、同年4月22日に行われた市民団体が文部科学省及び内閣府原子力安全委員会の担当者と当該基準の撤回を求め交渉する様子を動画でインターネット配信し、当該担当者らが市民団体からの質問にほとんど回答することが出来ない状況を明らかにし、当該基準の根拠が不透明であることを浮き彫りにした²。被告 OurPlanet-TV のこれら活動は社会的に評価されており、その後、2011年5月27日に文科省が当該基準は維持しつつも、当面の間は年間1ミリシーベルトを目指すと事実上の方針変更を行ったことに貢献する報道であったとされている（前掲伊藤守『テレビは原発事故をどう伝えたか』（平凡社新書、2012年））。

このほか、前述した通り、テレビ検証番組に対し、「日本ジャーナリスト会議賞（2012年）を受賞したほか、東京電力が公開したテレビ会議映像を4時間のドキュメンタリー映画にまとめた「映像ドキュメント・東電テレビ会議～49時間の記録」は、数億円規模の予算をかけたNHKスペシャルの科学番組を抑え、2014年度の科学ジャーナリスト賞の大賞（2016年）を受賞した（乙ハ22ないし23号証）。

一方、地道な震災報道は、人権分野でも注目を集めており、上述のとおり東京弁護士会の「人権賞」（2020年）を受賞したほか、法務省人権擁護局の人権シンポジウム「震災と人権」にパネリストとして招待されるなど、社会的に重要な役割を担っている（乙ハ24ないし28号証）。

なお、被告 OurPlanet-TV のメディアとしての役割は、教育分野でも注目されており、上述のとおり、中学校の社会科資料集『見る、解く、納得！公民資料』（東

¹ <https://www.ourplanet-tv.org/36562/>

² <https://www.ourplanet-tv.org/36622/>

京法令出版 2012) (乙ハ3号証)、高校の社会科学資料集『政治・経済』(東京法令出版 2012) (乙ハ4号証) などにも紹介されているほか、被告 OurPlanet-TV のあゆみは、『メディアをつくる～「小さな声」を伝えるために』(2002年) として岩波ブックレットから刊行され、大学入試の試験問題などにも使われている(乙ハ29号証)。

(3) 海外メディアとの対比(我が国における報道の自由の後進性)

もともと、被告 OurPlanet-TV のような独立メディアは、世界では広く浸透している。EU 議会は 2007 年に採択され、2008 年に改正された「視聴覚メディアサービス指令 (AVMS 指令)」により、公共メディアと商業メディアと並ぶ第三のメディアとして、非営利メディアを位置付けた。これは、グローバル展開する米国のコングロマリットや動画配信事業者から自国の視聴覚メディア産業を保護し、地域に根ざした文化の多元性や多様性を確保することが目的にあげられる。

一方、日本は、放送免許交付や電波監理事業を、国(総務省)が直接、担っている世界でも珍しい国家であり、メディアの多元性や多様性を確保するための施策がほとんど考慮されていない。同様の仕組みをとっている国は、中国や北朝鮮、ベトナムといった数カ国に限られている。

さらに日本では、新聞がテレビと資本関係を持ち、系列化をする「クロスオーナーシップ」や、公的機関や業界団体などの各組織内部に記者室が設けられ、情報を特権的に与えられ、大手メディアの記者らが常駐する「記者クラブ」といった制度が残っており、メディアの寡占化および報道内容の画一化が著しい。

このため、パリに本拠地を置く「国境なき記者団」が毎年、公表している「報道の自由度ランキング」では、2010年に世界11位まで上昇したものの、この10年間は53位、59位、61位、72位、72位、67位、67位、66位、67位と、OECD諸国の中では最も低い水準で推移してきた。

さらに、高市早苗総務大臣(当時)がテレビ局の放送内容に言及し、「電波停止」を匂わせた2014年には、国連がデビットケイ氏(国際人権法等を専門とするカリ

フォルニア大学アーバイン校教授) を人権理事会の特別報告者として訪日調査させたところ、同氏が日本の政府が放送行政を直接おこなっている現在の制度の問題や、記者クラブ制度が言論の自由の障壁になっていることに言及し、改善の必要性を強く勧告したところ、日本政府がこれに異例な反論を加えたことは記憶に新しい。

以上のとおり、日本は先進諸国においても特異的に閉鎖的なメディア環境である。被告 OurPlanet-TV の独立性や専門性、継続性、柔軟性は、国内外において高い評価を受けていると言える。

第3 本事件の構造 (主要な争点)

- 1 本事件の争いは、被告 OurPlanet-TV の記事が原告の名誉を毀損するものか、毀損するものだとすれば、その記事に違法性が存在するかということである。

原告は上記のとおり、本件報道当時、立命館大学の教員であり、日本国の原発事故後の福島復興政策等に関する事柄については公人としての立場にあるから、これに関連した言動について批判の対象となることは避けられないし、甘んじて批判を受けるべき立場にある。

原告の前訴事件は、福島原発問題や復興問題に積極的に関わろうとする大学生ら (訴外田中など) に対し、これを、原告らの活動を批判 (妨害) するものと推量した原告が、当人さらには、その友人、出身校に加えた言動の当否が問題となったものであり、原告の社会的地位、影響力を考慮するとき、極めて公共性の高い事柄であった。

- 2 本事件に関する被告 OurPlanet-TV の主張は、既に述べているとおりである。

本件記事は、訴外田中の原告に対する損害賠償請求訴訟の提訴内容、提訴の記者会見の様態を、文字媒体とともにインターネットを駆使し、紋切り型の提訴報道にとどまることなく、読者に分かりやすく (正確かつ詳細) に報道したものである。

本件記事は、訴状記載事実の紹介に加え、提出された客観証拠、すなわち原告と訴外田中との間のやりとりがなされているLINE履歴および原告から訴外田中の友人に宛てたメッセージを引用している点に大きな特徴がある。被告OurPlanet-TVがこのような報道をした理由は、同被告の上記ポリシーやパーパスに基づくものであるが、客観証拠を示すことにより訴状記載の事実（言葉）が具体的なものとなり、原告が訴外田中に対してどのような意図・理由で連絡をしていたかも明らかとなって、事件の争いの核心が読者により正確に伝わると考えたためであり、これにより、記事の中立性、客観性を高めることになると考えたからである。

提訴（裁判）は、当事者の主張に対立があることを本質、前提としており、本件記事もこの前提を踏まえたものものとなっている。したがって、通常の読者が普通の読み方で本件記事を読み、併せて記者会見ビデオを視聴すれば、そのことを十分理解できるものとなっている。本件記事に接した一般読者が、本件記事を当事者間に争いのある「提訴」の報道ということ以上に、原告の訴外田中への言動に関する事実の摘示と、理解する余地はない。

- 3 原告は、被告OurPlanet-TVが、事前に原告に取材しなかったことを問題とし、取材依頼があれば原告訴訟代理人が窓口として原告側の言い分を説明することが可能であった等と主張する。しかし、そもそも被告OurPlanet-TVは、提訴時点で原告に代理人弁護士が就いているということは知らなかったし、ましてや取材依頼についても代理人弁護士が原告の対応窓口となっているなど異例であり、知る由もない。

原告は、自身のツイッター（エックス）、フェイスブック、アマゾンにおいて自身のメールアドレスを公開していたなどと主張するが（原告準備書面（4）46頁）、ツイッターやフェイスブックはそれ自体のアカウントを用いてメッセージのやりとりが行われるプラットフォームであり、ツイッターやフェイスブック上に当該個人のメールアドレスが掲載されているとは通常考えない。物

販サイトであるアマゾンの商品ページの著者欄にメールアドレスが掲載されているということも同様に通常は考え及ばない。また、メディアがSNSを通して正式な取材申込みを行うということも一般的ではない。そもそも報道機関に対し、取材申込みを行うという目的で取材対象者の連絡先を調べるにあたって、当該取材対象者のツイッターやフェイスブック、アマゾンなどSNSやその他ウェブサイトをくまなく調査するよう求めることは合理的ではなく、かつ報道機関に過剰な負担を負わせるものであって、報道の自由の関係からも問題を生じかねず社会通念に反する。

4 そして、原告は、本件記事に前訴事件における原告の言い分が記載されておらず、中立性を欠いているとも論難する。しかし、上述のとおり、本件記事は、原告の言い分（両者の主張の対立点）を本件記事内に引用掲載されている裁判に提出された証拠（原告と訴外田中との間のLINE履歴および原告から訴外田中の友人に宛てたメッセージ）を引用することにより、当該証拠の記載内容から理解できる構成にしているのである。

一般的な提訴記事において、提訴された被告側の言い分が掲載される趣旨は、当該記事内で紹介される原告側の主張が、あくまでその真実性・法的正当性については今後の審理で吟味されることになる性質であることを読者に理解させ、当該記事による被告の社会的評価の低下を生じさせないためのものである。

しかし、上述のとおり、提訴報道は、よほど稚拙、未熟なものでない限り、当該記事内で紹介されている提訴事件について当事者間に主張に争いがあり、あくまで裁判を経ない一方当事者の主張に過ぎないことは、一般的読者にとって明白なことである。仮に、提訴報道により当該事件の被告の社会的評価が低下するとすれば、それは、提訴の内容の真否からではなく、「提訴された」という事実からにすぎない。したがって、提訴報道において、必ずしも当該事件の被告側の言い分の記載は必要不可欠ではない。ましてや、文字数に制限がある一般紙における提訴報道においては、相手側の言い分について、『〇〇の

主張は、事実ではない』と語っている」程度の形式的な記載に止まることが多い。このような報道は、読者に、提訴に至った当事者の言い分の対立を具体的に示すようなものではなく、単なる儀礼といってもよい。

詳細な提訴報道や提訴会見報道は、一部の迂闊な読者や視聴者が原告の主張は真実と受け取る可能性があるとして、これに制約を加えるような解釈は、報道の役割を歪め、市民のリテラシー向上を押しとどめ、健全な民主主義の発展を阻害するだけである。

5 本件記事は、記事本文において前訴原告側（訴外田中側）の主張を「訴状によれば」等の文言を用いて、あくまで一方当事者の主張であることを明確にしつつ記述している。加えて、本件記事内に司法記者クラブで前訴原告及びその代理人弁護士が、これから裁判の審理が行われ真実が明らかになることを前提に、提訴の事実及びその内容を説明する記者会見を行った様子を撮影した動画を埋め込んでいる。さらに前訴被告側（開沼側、本件原告側）の言い分も含まれた裁判の証拠、すなわち前訴被告側（開沼側）と訴外田中との間のやりとりがなされているLINE履歴および前訴被告側（開沼側）から訴外田中の友人に宛てたメッセージをも本件記事内に引用掲載している。これら本件記事の記述方法や記事内の他の掲載方法からすれば、一般的読者にとっては、たとえ前訴被告側（開沼側）の前訴事件に関する言い分の記載がなくとも、本件記事で紹介されている訴外田中側の主張が、あくまで裁判を経ていない一方当事者の主張に過ぎないことが一般読者にとって一見して明白であり、本件記事による前訴被告（本件原告、開沼氏）の社会的評価の低下は認められない。

6 仮に、このような特質をもつ本件提訴記事が、原告が提訴されたという事実を公表したということにおいて原告の社会的評価を低下させるものだとしても、本件記事は、提訴事実と提訴会見の内容を正確に報道したもので、その内容は、日本国の原発事故後の福島復興政策等における原告の公的な地位との関係で公共性が高く、被告 OurPlanet-TV のこれまでの活動履歴に照らしても、報道目的

に公益性が存在することは明らかなものである。

7 なお、原告は、被告 OurPlanet-TV 代表者が、本件提訴内容に関して行ったツイート（甲 6 6）の内容をもって、本件記事の公益目的性を否定しているが、このツイートは、代表者が本件訴状や代理人弁護士の記事会見の内容からでは理解できなかった原告の言動（前訴原告の代理人弁護士は恫喝と評価）の動機を、本件記事とは別の場所で、私的に呟いたもので、本件記事の公益目的性を疑わせるどころか、むしろ、前訴事件を中立的、客観的に報道しようと意図した被告 OurPlanet-TV としての本件報道の公益目的の存在を推認させるものである。

8 翻って、原告の本件提訴は、多面的な情報の提供による集合知の形成を目指す被告 OurPlanet-TV の公共的な役割や活動目的を嫌悪した過剰な提訴、さらに言えば、公人に対する批判的な原動の抑止を意図した訴権の濫用（スラップ訴訟）との評価が加えられるべきものでもある。

そのような原告の意図は、前訴事件の取材要請に対して原告代理人弁護士を通じて発せられたメッセージから読み取ることが出来る。すなわち、司法記者クラブ（被告 OurPlanet-TV は加盟が許されていない）の幹事社である毎日新聞社からの前訴事件提訴に関する 2019（平成 31）年 3 月 7 日付の取材要請（甲 8 3 - 1 号証）に対して、原告は、「原告が一方的に主張する見解・事実に依拠した記事が掲載された場合、当方は、直ちに名誉毀損に基づく法的措置をとりますので、十分にご留意ください。」という慇懃な威圧文言で回答を締めくくっている。

また、2018（平成 30）年 1 月 1 日付の株式会社朝日新聞出版からの前訴事件についての取材依頼に対する回答書（甲 8 4）においても、締めくくりは、「最後に、貴社の取材方法が杜撰かつ不公正なものであることから、貴社の記事に真実でない記載が含まれている場合には、貴社及び担当記者・木野龍逸殿には、名誉毀損に基づく法的責任などが発生する可能性があることを警告

いたします。また、貴社が通知人の上記要求に応じない場合には、通知人は、貴社及び担当記者・木野龍逸殿に対して、法的手続きを含め、適切な手段を取る可能性があることを申し添えておきます。」との威圧を加えている。

また、2019（平成31）年3月8日付の木野龍逸記者からの前訴事件の提訴についての取材要請に対しても、原告は、「一方当事者が一方的に主張する見解・事実に依拠した記事が掲載された場合、通知人は直ちに名誉毀損に基づく法的措置を取りますので、十分にご留意ください。」という言葉で回答を締めくくっている。

2019（平成31）年3月9日付の株式会社週刊金曜日からの前訴事件の提訴についての取材要請に対しても、「貴誌は、2017年4月7号においても通知人を『良識ありげにデタラメを言う人』と記載した、通知人の名誉を毀損する記事を掲載しており、仮に、貴誌が原告の一方的な言い分に依拠した真実と異なる記事を掲載した場合、通知人は、木野記者のみならず、貴社、貴誌編集委員、担当編集者に対しても損害賠償請求訴訟を提起いたしますのでご承知おきください。その場合、社会学者として広く活動する通知人の被る損害額及び記事に掲載されるであろうNPO関係者をはじめとする福島の住民がこれまで行ってきたり、今後行うことを予定する被災地の高校生ら30人以上が参加し、その旅費、外部委託費等の必要経費負担が既に発生している海外研修事業等の活動に関して被った損害額は、極めて高額になることを十分にご認識ください。」として回答を締めくくっている（甲86号証）。2019（平成31）年3月9日付の株式会社光文社からの前訴事件の提訴についての取材要請に対しても、同様の威圧的な回答を行っている（甲87号証）。原告は、被告OurPlanet-TV代表者が原告に批判的であることを強調し、公益目的否定の一理由としているが（甲60）、上記のとおり、原告は、少なくとも日本国の原発事故後の福島復興政策等に関し、甘んじて、広く批判を受けるべき立場にある。これだけ、多くの報道機関に対し、報道姿勢にクレームをつけ、訴訟提起の警

告文言を送りつけ、本件記事の公益目的を否定しようとする姿勢に強い違和感を抱かざるをえない。

本来は報道機関からの取材要請に対しては回答するのであれば、質問されている事項に対して回答するかしないか、回答するならば端的に必要な範囲で回答を行うだけのものであり、上記のとおり、取材要請に対して、当該取材に基づいた報道内容に関して警告したり提訴予告を行うなど極めて異常、かつ報道の自由を踏みにじるものであり、社会報道を研究領域とする学者としてはあるまじき態度である。被告 OurPlanet-TV は、本件提訴報道をするにあたり、原告から各社に対し、上記のような警告文が発せられていることを認識していなかったが、各メディアが、このような警告文書を受けて、前訴事件の提訴報道を躊躇したのだとすれば、由々しきことである。

第4 摘示事実に関する原告主張を前提とした予備的主張（公正な論評の法理）

- 1 本書面では念のため、仮に、本件記事による摘示事実の原告主張、すなわち本件記事は、「被告田中が原告を提訴したという事実を摘示するだけの提訴報道ではな」く、「本件記者会見の動画を埋め込むことで原告が学生を恫喝したとの事実を摘示し」ている（本件記事に接した一般人はそのようなものと認識する）との主張（原告準備書面（3）28頁）を前提としても、被告 OurPlanet が本件記事について名誉毀損の損害賠償責任を負うものではないことを述べる。
- 2 原告の主張する「恫喝した」という表現は、人の言動に対しマイナスイメージを加えることになる評価、論評であるが、本件においては、訴外田中の前訴事件の代理人弁護士が、記者会見において原告が訴外田中に対し加えた言動に対して使用した表現であって、被告 OurPlanet-TV はその表現をそのまま引用した。
- 3 ところで、このような論評については、表現により特定人物の社会的評価が低下したとしても、表現の自由の保障の観点から、「公正な論評の法理」という

免責法理が判例上確立している（最三小判1997（平成9）年9月9日）。

「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである…。そして、仮に右意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意または過失は否定されると解するのが相当である。」

- 4 この点、本件記事が公共に関するもので、公益目的からのものであったことは、上記のとおりであるところ、恫喝の評価の前提となる事実である原告の訴外田中に対する言動の存在は、本件記事でも引用されているLINEのやりとりや原告から送られたメッセージといった客観的証拠から裏付けられ、その重要な部分について真実である。前訴事件の高裁判決においても、原告の訴外田中やその関係者に対する個々の言動はおおむね認定した上で、当該言動が義務のないことを強要するものであるか、害悪を告知するものであるかという法的評価において、「違法性を帯びる強要に当たると認めることはできない。」（傍点は被告代理人による）等として、原告の責任を認めなかったものである（甲16・6頁）。

なお、本件記事が、意見ないし論評としての域を逸脱した表現も存在しないことは、本件記事の記載内容から明らかである。

- 5 したがって、仮に、本件記事が、原告の主張するような事実の摘示であり、原告の社会的評価を低下させるものであったとしても、適正な報道として違法性あるいは責任が阻却され、原告に対する不法行為となるものではない。

以上